

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき、告示^{※2}において指定され、第3条第1項に基づき、省令^{※3}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、「安息香酸」の対象家畜を拡大するため、省令の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

省令において、飼料一般の製造の方法の基準（対象家畜規定）を改正しました。
本剤に関する省令等の改正は、令和7年8月25日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）

※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（ご参考）

○官報 令和7年8月25日（本紙第1534号）に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当：農林水産省 消費・安全局

畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL：03-3502-8111（内線：4546）